
栄村 公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定
令和4年3月 改訂

長野県 栄村

目次

第1章 はじめに	1
第1節 策定の目的	1
第2節 上位計画等	1
第3節 「公共施設等」の範囲	1
第4節 計画期間	2
第5節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	2
第2章 栄村の現状と課題	3
第1節 人口の動向及び将来推計	3
第2節 財政状況の見通し	4
1 歳入状況	4
2 歳出状況	5
3 投資的経費と村債・基金の状況	6
第3章 栄村の公共施設等の現状	7
第1節 公共施設	7
1 庁舎	7
2 学校・保育園	8
3 社会教育施設等	9
4 観光・レクリエーション施設等	10
5 医療・保健・福祉施設	11
6 消防施設	11
7 産業関係施設	12
8 公営住宅	13
第2節 道路・橋りょう	14
第3節 上水道	15
第4節 下水処理施設	15
第5節 総括	16
1 施設保有量	16
2 老朽化の状況	17
3 公共施設を維持するための費用の状況	18
4 過去に行った対策の実績	19
5 施設保有量（延床面積）の推移	19
6 有形固定資産減価償却率の状況	20

第4章 総合管理の方向	21
第1節 現状や課題に関する基本認識	21
1 多面的な役割を発揮していくことが必要	21
2 長寿命化の要請に対応していくことが必要	21
3 人口減少時代に対応していくことが必要	21
4 生活圏の広域化に対応していくことが必要	22
第2節 更新に係る経費の見込み	23
1 公共施設の今後の維持・更新コスト（従来型の試算）	23
2 公共施設の今後の維持・更新コスト（長寿命化型の試算）	24
2 道路・橋りょう・上水道・下水処理	25
3 その他（スキー場、ケーブルテレビ、防火水槽）	27
4 総括	28
第3節 適正管理の基本方針	29
1 点検・診断等の適正な実施	29
2 維持管理・修繕・更新等の適正な実施	29
3 安全の確保	29
4 災害に強いむらづくりの推進	29
5 長寿命化の推進	30
6 快適で利用しやすい施設整備	30
7 統廃合や廃止の推進	30
8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	30
第5章 施設類型ごとの基本方針	31
第1節 公共施設	31
1 庁舎	31
2 学校・保育園	31
3 社会教育施設等	31
4 観光・レクリエーション施設等	31
5 医療・保健・福祉施設	32
6 消防施設	32
7 産業関係施設	32
8 公営住宅	32
第2節 道路・橋りょう	33
第3節 上水道	33
第4節 下水処理施設	33
第6章 フォローアップの方針	34
第1節 計画の進行管理	34
第2節 住民ニーズの把握と住民への情報提供	34

第1章 はじめに

第1節 策定の目的

全国の市町村では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民からの要望に対応して、学校などの教育施設、医療・福祉施設や公営住宅などの公共施設、並びに道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産といった多くの公共施設等を整備してきました。現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、今後、多額の更新費用が必要になると見込まれます。

栄村においては、この間、観光施設や農林業関係施設、社会教育施設、福祉・医療施設などの整備をはじめ、近年では、新庁舎の建設、栄中学校の耐震補強などを進めてきましたが、長野県北部地震(栄村大震災)発生により、道路や上下水道のライフライン、農地等の被害、住宅、公共施設等の損壊が多数発生しました。その後策定した震災復興計画により復旧・復興に全力を挙げてきたことで、住民生活は、震災前の日常を取り戻しつつあります。今後は、災害時に村内の集落が孤立しないような道路ネットワークの強化等が求められています。

一方、老朽化した公共施設等については、住民サービスの向上のために速やかな改修・更新等が望まれるところですが、栄村においても将来的に人口減少が見込まれ、長期的に安定した財政投資の継続は困難になることが予測されることから、住民が真に必要な施設を無理なく長期的に更新・運営していく視点が重要です。

本村が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を図るため、「栄村公共施設等総管理計画」を策定します。

第2節 上位計画等

国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月22日には総務省から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」とする通知及び「公共施設等総管理計画の策定にあたっての指針」が発出され、本計画を平成28年度に策定しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成30(2018)年2月には「公共施設等総管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総管理計画の充実を図ることが求められており、これらの計画・通知・指針に基づき本計画を改訂します。

第3節 「公共施設等」の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、公共施設のほか、道路、橋りょう、上水道、下水道などのうち、村が保有する構造物とします。

第4節 計画期間

計画期間は平成29年度から令和28年度までの30年間とします。

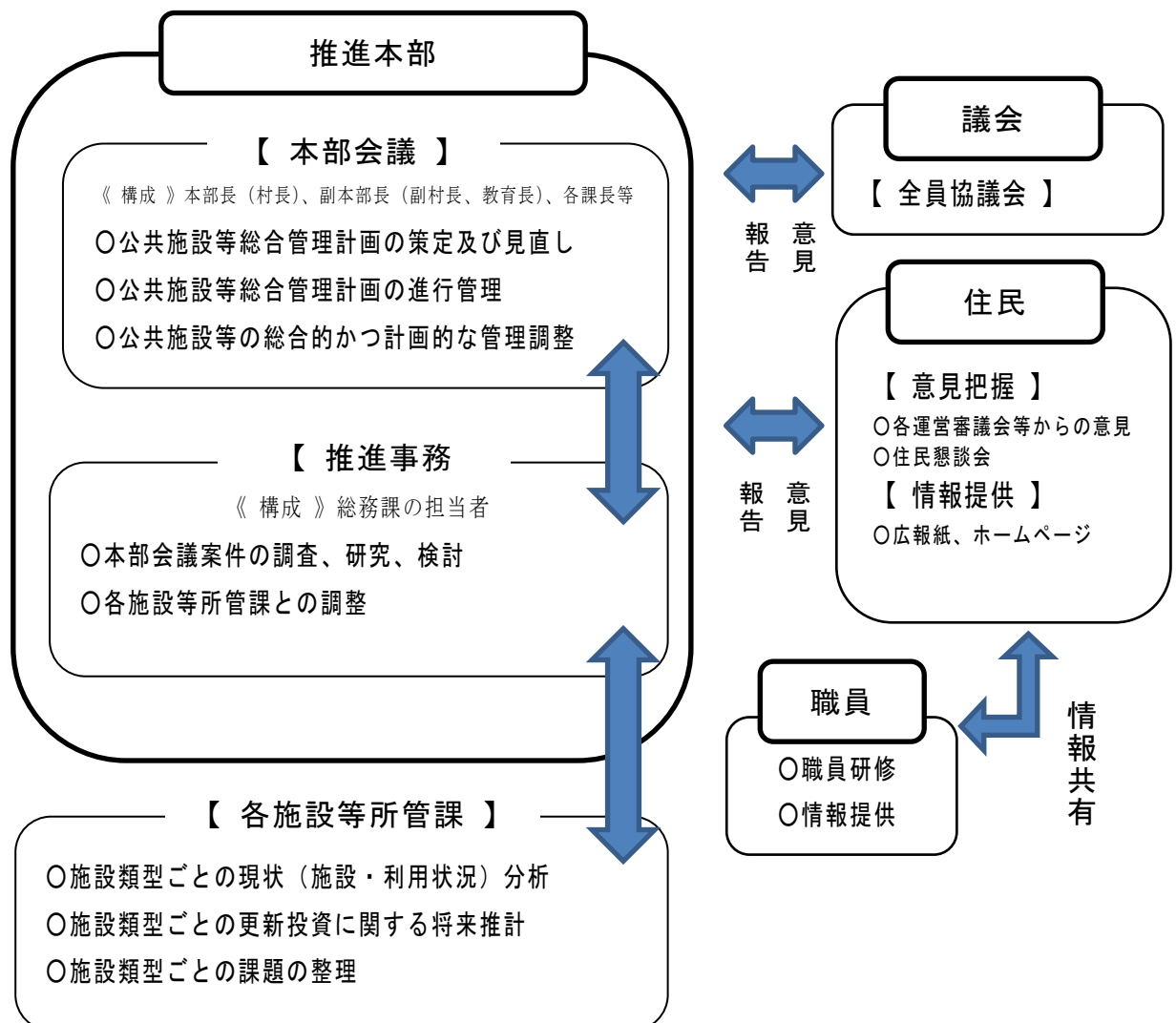
なお、将来の施設更新費用の推計は、計画改定時（令和3年度）の40年後である令和43年度まで行い、長期的な見込みを展望します。

第5節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の策定、推進、及び情報管理・共有に向けては、村長を本部長とし、副村長、教育長、各課長等で構成する「栄村公共施設等総合管理計画推進本部」を設置し、各施設所管課と情報を共有しながら全庁的な取組体制の構築を図っています。

推進本部は、「栄村公共施設等総合管理計画推進本部会議」と「栄村公共施設等総合管理計画推進事務局」により構成し、本計画を推進します。推進本部は、各施設等所管課と連携し情報の管理・集約を図り、各施設等所管課は公共施設の現状分析や課題を整理します。また、住民の意見を政策に反映する観点から、住民懇談会などを通じて情報提供と意見聴取を図っています。

計画の取組体制



第 2 章 栄村の現状と課題

第 1 節 人口の動向及び将来推計

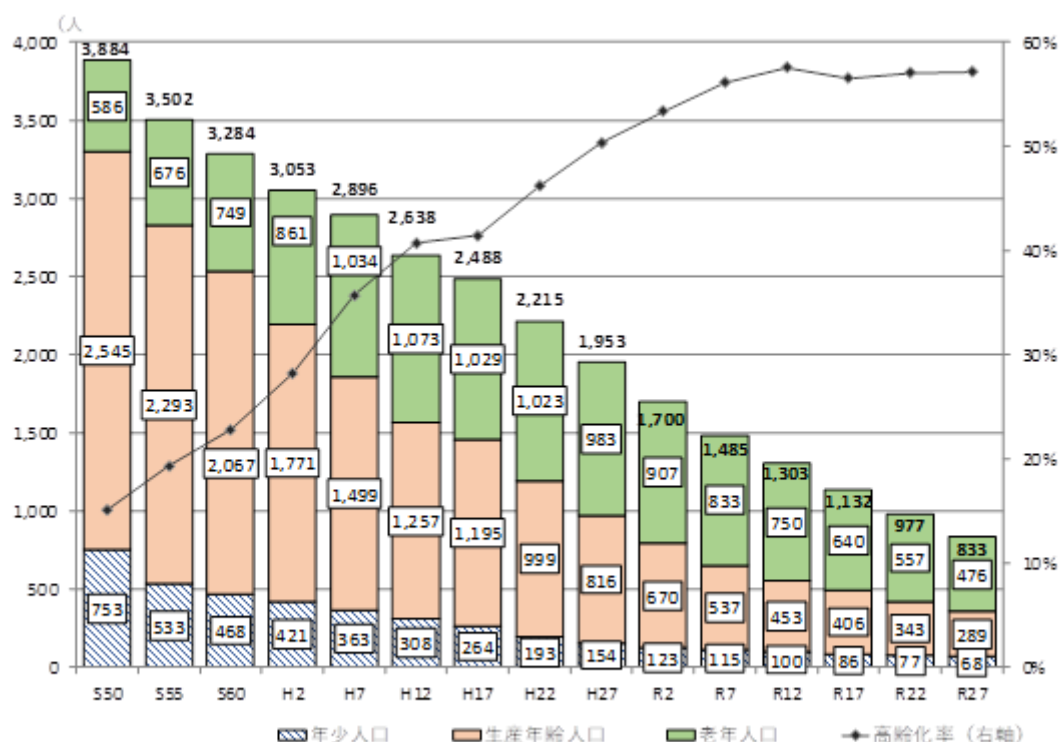
国勢調査による当村の人口の推移をみると、年々減少を続けており、平成 27 年の人口は 1,953 人、令和 2 年には 1,660 人となり、5 年間で 293 人減少しました。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年 3 月にまとめた将来推計によると、今後も 5 年間で 12～13% 程度の人口減少が続き、令和 27 年（2045）年には、833 人まで減少するとされています。

年齢階層別の推移では、少子高齢化が加速し、令和 27 年（2045）年には高齢化率（65 歳以上人口割合）が 57.1% と生産年齢人口（15～64 歳）の割合 34.6% を大きく上回り、年少人口割合も 8.2% まで減少する見込みです。

老年人口と生産年齢人口の比率では 1.65 : 1 になるため、1.65 人の高齢者を 1 人で支えることになり、社会保障関係費の財政負担の増加や、少子化にともなう学校施設など公共施設等の利用需要も変化してくるものと考えられます。

【当村の将来推計人口】



（資料）総務省統計局「国勢調査」、長野県「毎月人口変動調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

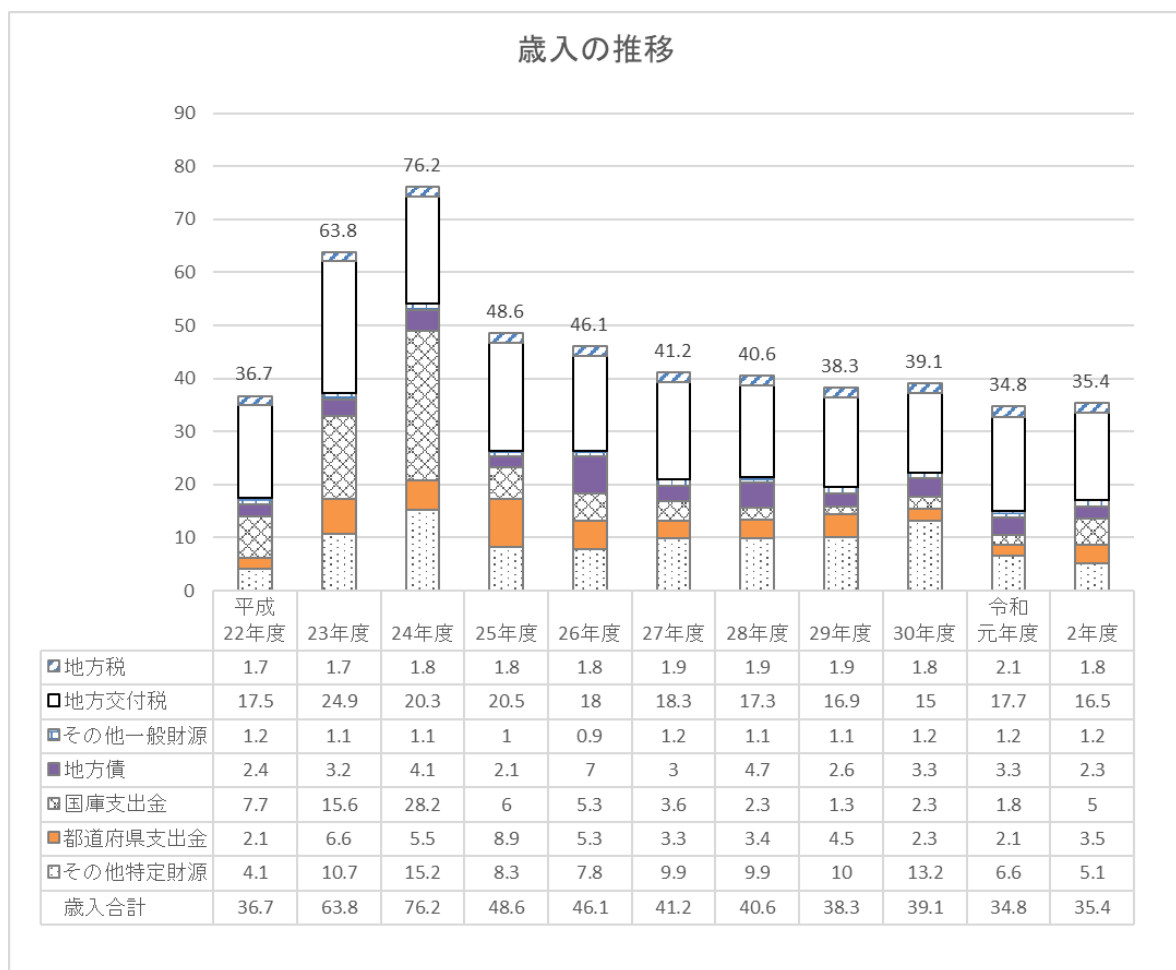
第2節 財政状況の見通し

1 歳入状況

平成22年度から令和2年度までの普通会計決算の推移は以下の通りです。

歳入ベースで財政規模をみると、平成22年度から国庫支出金の増などで増加基調に転じ、平成23年度と平成24年度は、震災や台風被害からの復旧復興関連の交付金の増加などにより歳入が大幅増加となり、かつてない規模の歳入となりました。平成23年度と平成24年度は、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、その他特定財源がともに増加し、歳入合計は、平成23年度が63.9億円、平成24年度が76.2億円となりました。平成25年度以降は減少に転じ、歳入合計は平成25年度が48.7億円、平成26年度が46.2億円となり、以降は復旧復興関連事業の減少にともない減少が続き令和2年度には35.4億円となっています。

こうした災害からの復旧復興関連の財源は令和3年度で終了となるなか、地方税や「その他一般財源」（地方消費税交付金など）はほぼ横ばいで推移していますが、人口減少による地方交付税の減額が予測されることなどから、今後の財政運営は厳しさが増していくことが考えられます。



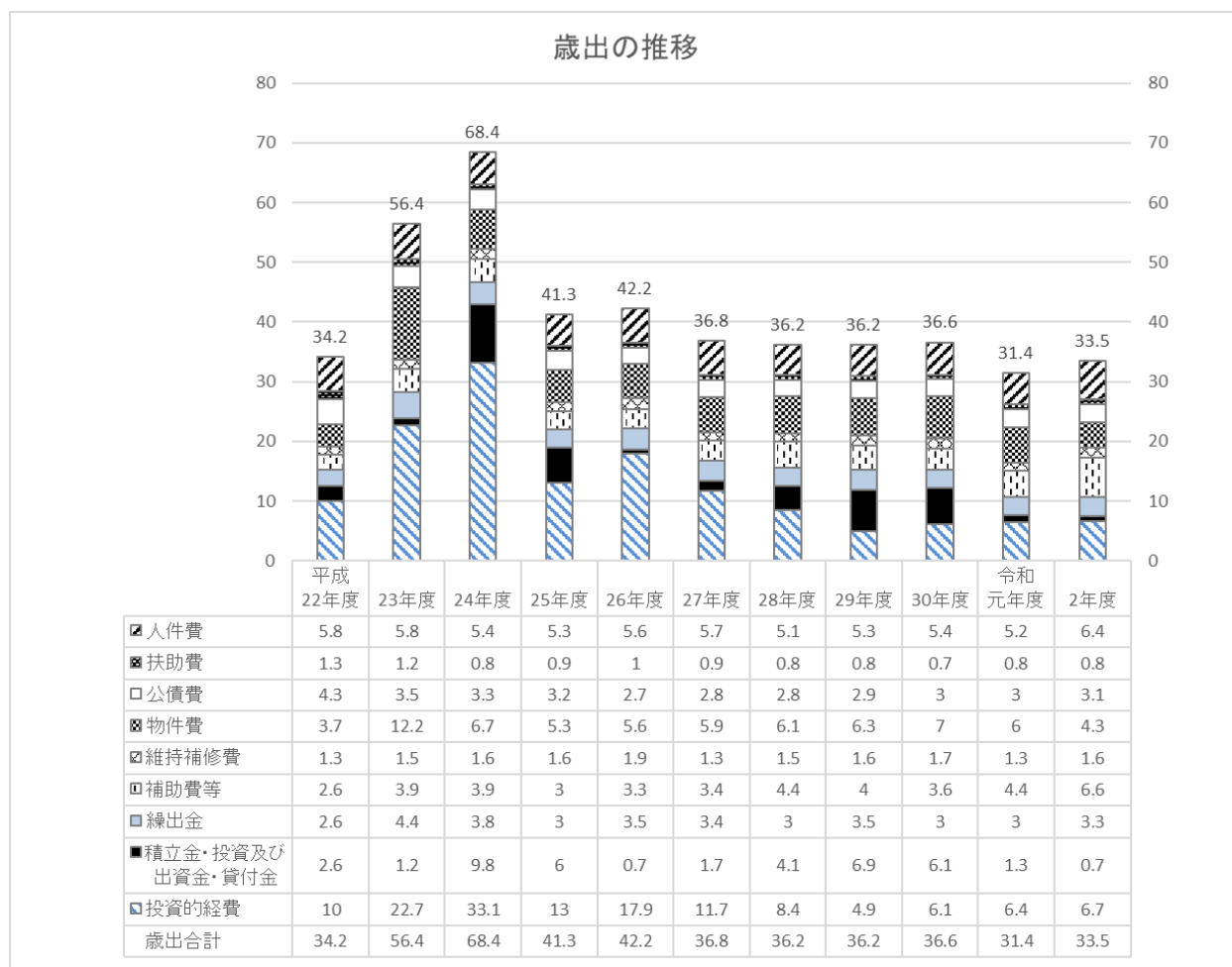
2 歳出状況

歳出総額について、従来 25 億から 30 億円近くの間で推移していましたが、平成 22 年度に約 34 億円に、そして、平成 23 年度が約 56 億円、平成 24 年度が約 69 億円と大幅に増加しました。これは平成 22 年度に地域活性化臨時交付金事業により普通建設事業費が増加したことと、平成 23 年度は、平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部地震に伴う災害復旧事業費が大幅に増加したこと、平成 24 年度は、災害復興住宅の建設等により普通建設事業費が大幅に増加したことなどが増額した理由です。以降、震災ライスセンター整備事業などの復興関連事業の増加により 36 億円ほどで推移し、復興関連事業の終了により令和元年度には 31.4 億円、令和 2 年度には 33.5 億円となりました。

本村の歳出総額については、災害復旧事業費や公共施設の建設などの普通建設事業費の多寡によって増減するなど、投資的経費の動向による影響を受けてきています。

また、令和 2 年度会計年度任用職員制度の導入による人件費の増、公債費の微増など義務的経費については、増加傾向にあります。

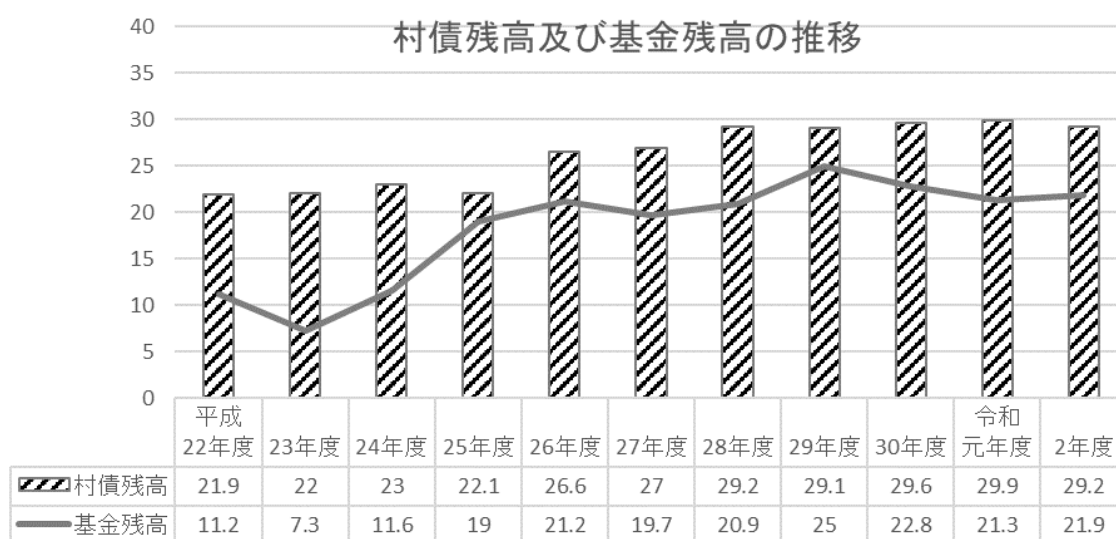
今後予測される厳しい財政状況に対応すべく、歳出の経費削減はもとより歳入面への取組にも力を入れて財源確保に努める必要があります。



3 投資的経費と村債・基金の状況

村債残高は、平成 10 年度をピークに平成 23 年度まで年々減少していましたが、平成 24 年度から微増傾向にあり、平成 26 年度に防災無線デジタル化整備事業、平成 27 年度に貸工場（水の製造工場）整備事業に伴う地方債の発行により、平成 28 年度以降 30 億前後で推移しています。

基金残高は、平成 23 年度に震災関連事業費の増に伴う財源不足を補うため、財政調整基金の取崩しをしたことなどにより、一時減少に転じましたが、平成 24 年度からは、東日本大震災復興交付金や寄附金に伴う積立金、歳計余剰金が増加したことなどにより増加に転じ、平成 29 年度で 25 億円となり、以降微減しながら令和 2 年度には 21.9 億円となりました。



第3章 栄村の公共施設等の現状

本村の令和3年4月現在の主な公共施設等の概況は以下のとおりです。

第1節 公共施設

1 庁舎

本村の旧役場庁舎は、昭和39年に志久見にあった庁舎を解体移築した建物でした。時代とともに老朽化が進んだことから改築することになり、平成14年から工事を進め、平成16年10月に耐雪型鉄筋構造の新庁舎が完成しました。内装などに木材等をふんだんに取り入れ、住民をはじめ、来庁者を温かく迎える造りになっており、役場施設のほか、岳北消防本部栄分署や文化会館なども併設しています。

栄村では、昭和40年、秋山地区に栄村役場秋山支所が開設されました。その後、平成8年には、支所をはじめとする複合施設として秋山郷総合センター「とねんぼ」が落成しました。

村役場は、本庁舎に村長室、総務課、建設課、農政課、民生課、議会事務局、教育委員会事務局のほか、消防栄分署、商工会、J Aながの栄出張所などが入っています。秋山支所には、秋山支所窓口のほか、簡易郵便局、診療所、民俗資料室が入っています。

このように、本村は、村役場業務を行う施設が分散しており、そのことは、既存施設の有効活用と、きめ細かな行政サービスを行う上では有効ですが、行政運営の効率化や、各課の連携の上では課題も有しているため、施設の更新等にあわせ、行政機能の配置については必要に応じてあり方を検討していくことが求められます。

庁舎の状況

施設名	建築年	延床面積(㎡)	構造・階層	所属	備考
栄村役場	平成16年	4,341	RC造、一部S造・2階 (地下1階)	総務課	
秋山支所	平成8年	556	木造・2階	総務課	秋山郷総合センター内

※ 建物の構造については、鉄骨造＝S造、鉄筋コンクリート造＝RC造、鉄骨鉄筋コンクリート造＝SRC造、木造＝木造と表記します（以下同様）。

2 学校・保育園

本村には、村立の小学校が1校とその分校1校、中学校が1校、保育園が1園あります。

小学校（昭和50年以降）は、昭和52年4月、東部小学校、志久見分校、北野分校が統合して「東部小学校」となり、昭和53年4月、水内小学校、豊栄小学校、堺小学校、中央分校が統合して「北信小学校」に、また、同年4月、秋山小学校、上野原分校、五宝木分校が統合して「秋山小学校」となりました。その後、児童・生徒数の減少が続いたことから、平成23年4月、北信小学校と東部小学校が統合して「栄小学校」となり、平成28年4月には秋山小学校が栄小学校に統合されて「栄小学校秋山分校」となりましたが、現在休校中です。

中学校（昭和50年以降）は、昭和52年4月、北信中学校、堺中学校、秋山中中学校が統合して「栄中学校」となり、現在に至ります。栄中学校の校舎、体育館については、平成23年1月に耐震化のための補強工事が終了しました。

平成23年3月に発生した長野県北部地震で被災した学校施設はすべて復旧工事が行われましたが、東日本大震災のあと建築基準法の改正があり、体育館等の吊り天井や照明器具など非構造部分の耐震化が必要になりました。栄小学校と栄中学校の体育館を点検した結果、耐震化工事が必要であることが判明し、平成27年に吊り天井の撤去と照明器具等の耐震化を実施しています。秋山分校の体育館は吊り天井を有していませんが、照明器具の落下防止策を今後図る必要があります。また、昭和52年建築の栄中学校は、廊下やトイレなどの改修を実施、栄小学校も平成30年度にエアコン設置・令和元年度にトイレ改修を実施しました。また、令和2年度にはGIGAスクール構想の実現に向け小中学校の校内無線LAN改修工事を実施しました。

保育園（昭和50年以降）は、昭和57年4月に北信保育園が認可保育所として発足し、現在に至ります。この間、昭和58年4月から東部保育園が開園し、平成8年から秋山保育園が通年保育を開始しましたが、少子化の進行で現在は両園とも休園しています。

学校、保育園両施設とも、施設、設備の老朽化に対応して順次改修を進めていく必要があります。

小中学校の状況

施設名	児童数	校舎 建築年	校舎棟 延床面積 (㎡)	校舎の 構造・階層	体育館 建築年	体育館棟 延床面積 (㎡)	体育館の 構造	プール
栄小学校	42	平成3年	2,640	RC造・3階	平成元年	1,730	SRC造	有
栄小学校秋山分校	休校中	昭和57年	1,456	RC造・2階	昭和57年	—	RC造	有
栄中学校	20	昭和52年	2,285	RC造・3階	昭和53年	2,216	RC造	有

令和3年5月1日現在

保育園の状況

施設名	園児数	園舎建築年	延床面積(㎡)	園舎の構造・階層	備 考
北信保育園	32	昭和57年	599	RC造・2階	
東部保育園	—	昭和58年	420	RC造・2階	休園中
秋山保育園	—	平成8年	98	木造・2階	秋山郷総合センター内／休園中

3 社会教育施設等

講座などを開催する学習・集会施設は、栄村公民館があります。公民館が入っている建物は「こらっせ」という愛称で呼ばれ、旧志久見分校を改修して平成 27 年 4 月から利用を開始して、栄村歴史文化館としては平成 28 年 8 月に開館しました。村所有以外の集落公民館については、26 の集落に設置されています。

公民館図書室は、役場庁舎 2 階に設置しています。約 12,000 冊の蔵書と学習コーナー等を備えています。また、栄村公民館による移動図書室のサービスも実施しています。

このほか、集会施設として、箕作集落センター、青倉地区集会所、森地区集会所、を村が所有しています。

文化会館は、栄村役場に併設されている「かたくりホール」があり、社会体育施設等は、「農村広場」や「東部社会体育館」のほか、栄小学校と栄中学校の体育館の利用などがあります。

こうした学習・集会施設は、住民が学習活動や交流活動などを通じて充実した生活を送ること、古き良き伝統や先人の知恵と世代を超えた地域行事の伝承など、学びをつなげ、人をつなげて、未来の地域を考えるために重要であることから、栄村歴史文化館の活用とともに、施設の充実が求められます。また、各集落に整備されている集会所、文化会館、社会体育施設等は、計画的な修繕等改修・整備が必要です。

社会教育施設等の状況

施設名	建築年	延床面積 (㎡)	構造・階層	所属	備考
図書室	平成 16 年	135	RC造、一部S造・2階(地下1階)	教育委員会	役場庁舎内
栄村文化会館かたくりホール	平成 16 年	421	RC造、一部S造・2階(地下1階)	教育委員会	役場庁舎内
栄村歴史文化館(栄村公民館)	平成 27 年	397	木造・2 階	教育委員会	
農村広場	平成5年	105	木造・平屋	教育委員会	延床面積は管理棟・休憩所部分
東部社会体育館	昭和 60 年	1,472	S造・平屋	教育委員会	
箕作集落センター	平成 23 年	225	木造・2階	農政課	
青倉地区集会所	平成 24 年	263	木造・2階	民生課	
森地区集会所	平成 24 年	272	木造・2階	民生課	

4 観光・レクリエーション施設等

観光施設は、宿泊施設をはじめ、スキー場やキャンプ場、絵手紙美術館、物産館などがあります。観光・交流施設については村が整備し、温泉・宿泊施設については指定管理者が管理運営を行っています。震災で被害を受けた施設については、改修工事を実施しましたが、温泉などの観光施設は、建設後長期間が経過しているため、今後、改築、改修などが必要となります。また、スキー場については、運営を継続していく上で、多額の修理費等が発生することが予測されます。キャンプ場の施設については、老朽化や利用者の要望（設備備品等）に合わない施設となっており、対応が求められます。

観光・レクリエーション施設等の状況

施設名	建築年	建物総延床面積(㎡)	構造・階層	所属	備考
小赤沢休憩所(楽養館)	昭和 60 年	428	木造・平屋	商工観光課	公衆浴場他
上野原休憩所	平成 9 年	49	木造・2階	商工観光課	
野外レク施設管理棟(栃川高原)	昭和 53 年	156	S造・平屋	商工観光課	管理棟、便所他
栃川台地休憩所	平成 11 年	73	木造1階	商工観光課	
保養センター雄川閣	昭和 61 年	787	木造・2階	商工観光課	
のよさの里宿泊施設	昭和 63 年 平成元年	1,875	木造・平屋	商工観光課	保養所、宿泊所、公衆浴場他
トマトの国宿泊施設	平成元年 平成 9 年	2,588	RC造・3階	商工観光課	保養所、宿泊所
北野体験交流センター	平成 7 年 平成 6 年 平成 26 年	1,585	SRC造・2階 木造・2階・平屋 RC造・2階	商工観光課	センター本館、温泉棟、宿泊棟、チップボイラー管理棟他
野々海高原野外レク施設	昭和 60 年 昭和 61 年 平成 4 年	194	木造・平屋 木造・2階	商工観光課	施設管理事務所、屋外調理施設、便所(棟)、倉庫
苗場山自然体験交流センター	平成 9 年	232	木造・平屋	商工観光課	
百合居温泉仮設浴場	平成 9 年	100	木造・平屋	商工観光課	
さかえ倶楽部スキー場	平成 9 年 平成 16 年	1,590	SRC造・2階 S造・1階	商工観光課	センターハウス、車庫
栄村物産館	平成 5 年	681	木造・2階	商工観光課	
森宮野原駅交流館	平成 16 年	352	木造・2階	商工観光課	
栄村絵手紙収蔵館	平成 19 年 平成 22 年	1,087	木造・2階 RC造・3階	商工観光課	
栄村森宮野原駅前複合施設(絆)	平成 28 年	462	木造・2 階	商工観光課	展示記念館、子育て支援ルーム、森林組合事務所

5 医療・保健・福祉施設

村内には、国保栄村診療所、国保栄村歯科診療所と栄村秋山診療所があり、直営で運営しています。栄村診療所は昭和 55 年に開設され、内科・歯科ともに同施設内に設置され、現在に至っています。栄村診療所については、平成 21 年にスロープを緩やかにするなどの改修工事や、外壁の修繕工事などを行っています。秋山診療所は、栄村秋山郷総合センター（平成 8 年建築）内に設置され、週 1 回診療を行っています。

老人福祉施設については、栄村高齢者総合福祉センター、栄村高齢者生きがいセンター、栄村老人福祉センターなどがあります。

医療・保健・福祉施設の状況

施設名	建築年	延床面積 (㎡)	構造・階層	所属	備考
栄村診療所	昭和 55 年	4,619	RC 造・2階	民生課	内科診療所、 歯科診療所、 保健センター を併設
秋山診療所	平成 8 年	—	木造・2階	民生課	秋山総合セン ター内に設置
栄村老人福祉センター	昭和 61 年	527	RC造・2階	民生課	
栄村高齢者総合福祉センター	平成 6 年	1,615	SRC造・2階	民生課	
栄村高齢者生きがいセンター	平成 12 年	418	S造・2階	民生課	

6 消防施設

平成 10 年に岳北消防本部飯山消防署栄分遣所が開設され、平成 14 年には常勤職員 9 名体制になり、名称も栄分遣所を「栄分署」に改称され、平成 15 年 4 月からは 11 名体制に機能が拡充されました。また、隣接する十日町消防本部などと相互応援協定を結び広域的消防体制を整えています。

施設については、平成 16 年に栄村役場庁舎と合築による栄分署が竣工し、現在に至っています。また、防火水槽は、村内に 103 基（令和 3 年 4 月 1 日現在）設置しています。

消防署の状況

施設名	建築年	構造・階層	備考
飯山消防署栄分署	平成 16 年	RC 造、一部 S 造・2 階（地 下 1 階）	栄村役場庁舎と合築

7 産業関係施設

産業関係施設は、農林産物加工所（中条）や農産物処理加工施設（トマト苑）、堆肥センター、共同育苗施設、穀類乾燥調製施設（栄村ライスセンター）、木質チップ製造施設、農産物販売所などがあります。

産業関係施設の状況

施設名	建築年	延床面積 (㎡)	構造・階層	所属
農産物処理加工施設(トマト苑)	平成元年	345	RC造・平屋	商工観光課
栄村農林産物加工所(中条)	平成10年	341	木造・平屋	商工観光課
白鳥就業施設(新)	昭和61年	692	S造・平屋	商工観光課
菅沢農作業準備休憩所	平成7年	138	木造・2階	農政課
菅沢堆肥センター	平成12年	816	木造・平屋	農政課
菅沢堆肥センター2号棟	平成20年	596	木造・平屋	農政課
平滝育苗施設	平成25年	40	S造・平屋	農政課
泉平育苗施設	平成25年	40	S造・平屋	農政課
月岡育苗施設	平成25年	66	S造・平屋	農政課
大久保育苗施設	平成25年	80	S造・平屋	農政課
がんばろう栄村店	平成25年	234	S造・平屋	商工観光課
穀類乾燥調製施設(栄村ライスセンター)	平成26年	635	S造・平屋	農政課
木質チップ製造施設	平成27年	215	S造・平屋	農政課
栄村農産物販売所(栄村直売所 かたくり)及び氷菓等製造販売施設	平成27年	286	木造・2階	商工観光課
畜産共同利用施設(共同牛舎)	平成27年	472	木造・2階	農政課
貸工場(水の製造工場)	平成28年	1,361	S造・平屋	商工観光課

8 公営住宅

本村の村民・村営住宅は、32 棟 48 戸あります。昭和 50 年代に建てられた古い村民・村営住宅は、築 30 年以上になり施設の老朽化が激しく維持費がかかります。築年数・老朽化の状況により除却を進めています。

村民・村営住宅のうち、18 棟 31 戸は、長野県北部地震により住宅を失い、自立再建が困難な住民への住宅確保と、将来にわたっての新たな復興住宅の建設による定住促進に向けて震災復興住宅として整備を行いました。

この他、医師・教員住宅の整備状況は下表のとおりです。

村営・村民住宅の状況

施設名	棟数	戸数	建築年	延床面積(㎡)	備考
公営住宅1号	1	1	昭和 56 年	59	森第1団地
公営住宅3号	1	1	昭和 56 年	59	〃
公営住宅8・9号	1	2	昭和 59 年	128	森第2団地
公営住宅 10・11 号	1	2	昭和 63 年	116	森第3団地
長瀬住宅	1	2	平成元年	124	
白鳥第一団地	3	9	平成 3 年	702	
志久見団地	1	6	平成 7 年	262	
横倉団地	1	8	平成 10 年	1,211	
プラスパ森	1	6	平成 14 年	712	森団地
長瀬団地	1	8	昭和 60 年	1,827	平成 25 年に学校施設から住宅用施設に改修
小赤沢住宅	1	2	昭和 63 年	93	平成 27 年に学校連施設から住宅用施設に変更
志久見住宅	1	1	昭和 63 年	87	平成 29 年に改修
合 計	14	48	—	5,380	

村営住宅（災害復興住宅）の地区別整備戸数（建築年平成 24 年）

地区名	青倉	横倉	森	月岡	小滝	野田沢	大久保	北野	計
棟数	5	4	4	1	1	1	1	1	18
整備戸数	10	7	8	1	2	1	1	1	31
延床面積(㎡)	1,577	1,025	1,261	79	315	79	79	79	4,494

医師・教員住宅の状況

施設名	建築年	延床面積(㎡)	構造・階層	所属	備考
栄村内科医師住宅(新)	平成 21 年	140	木造・2階	民生課	
栄村医師住宅歯科	昭和 53 年	126	木造・2階	民生課	
秋山小学校教員住宅屋敷2号	昭和 57 年	124	木造・2階	教育委員会	
横倉教員住宅2戸建	平成 25 年	269	木造・2階	教育委員会	
横倉教員住宅6戸建	平成 25 年	585	S造・3階	教育委員会	
白鳥教員住宅5戸建	平成 25 年	583	S造・3階	教育委員会	
合 計	—	1,827	—	—	

第2節 道路・橋りょう

本村の令和2年4月1日現在の村道の総延長は 353 km、林道の総延長は 49 km、農道の総延長 6.6 km、村が管理する橋りょう数は 42 橋、橋りょうの延長は 1,189mです。また、トンネルが 1 か所（約 0.5 km）あります。

架設から 30 年以上経過している橋梁は 32 橋と多くあり、村では、木橋、ボックスカルバート等以外の 41 橋を対象に損傷状況を調査し、栄村「橋梁長寿命化修繕計画」（平成 24 年度）を策定し、計画的に橋梁の改修を行っています。

また、橋りょうとトンネルに関しては、国の社会資本総合整備交付金事業による精度の高い調査を実施し、調査結果に基づいた計画的な補修・改修、更新などを予定しています。

村道の状況

区 分	路線数	延 長	改良率	舗装率
1級村道	2路線	21,736m	91.0%	99.1%
2級村道	19 路線	50,477m	70.8%	85.9%
その他村道	548 路線	280,979m	22.6%	36.7%

林道の状況

路線数	5.5m 以上	5.5m 未満 4.0m 以上	4.0m 未満 1.8m 以上	舗装率	橋りょう	トンネル
15 路線	3,091m	30,445m	15,494m	63.3%	89.6m	1,345m

農道の状況

路線数	5.5m 以上	5.5m 未満 4.0m 以上	4.0m 未満 1.8m 以上	舗装率
4 路線	321m	2,668m	3,644m	45.1%

橋りょうの状況

橋梁名	橋長(m)	架設年度	橋梁名	橋長(m)	架設年度
境川橋	7	昭和 45 年	無名橋 8	4	昭和 45 年
無名橋 1	7	平成3年	無名橋 9	5	昭和 45 年
無名橋 2	9	平成4年	無名橋 10	11	昭和 54 年
無名橋 3	7	平成2年	中条橋	87	平成 25 年
無名橋 4	8	平成元年	沢尻橋	4	昭和 45 年
平滝跨線橋	11	昭和 54 年	横倉沢橋	80	昭和 40 年
無名橋 5	6	昭和 45 年	北野橋	35	昭和 41 年
森跨線橋	12	昭和 54 年	貝立橋	121	平成8年
無名橋 6	10	昭和 45 年	平家橋	28	平成8年
無名橋 7	6	昭和 45 年	橋場川 3 号橋	9	平成 10 年
日隠橋(新)	48	昭和 62 年	切明橋	120	昭和 52 年
土合橋(新)	34	平成 28 年	切明 2 号橋	19	昭和 31 年
天代橋	25	昭和 51 年	秋山栈道橋	30	平成 13 年
坪野橋	19	昭和 51 年	樽沢橋	14	昭和 46 年
中尾橋	19	昭和 40 年	松沢橋	5	昭和 33 年
屋敷橋	57	昭和 45 年	大瀬橋	15	昭和 33 年
飯盛橋	33	平成7年	かげた橋	15	昭和 33 年
五才川橋	33	平成3年	臼丸沢橋	9	昭和 34 年
五宝木橋	64	平成5年	瀬の上橋	15	昭和 34 年
切明野反湖橋	45	昭和 54 年	大巻橋	13	昭和 31 年
上野原橋	36	平成6年	屋敷橋(新)	57	平成 22 年

第3節 上水道

本村では、集落が広範囲に点在しているため、23か所の水道施設があり、メーター検針や維持管理に時間と経費がかかるとともに、老朽化も進んでいます。

栄村水道事業の概要は、以下のとおりです。

栄村水道事業の状況（令和3年4月1日現在）

項目	状況
給水人口	1,580人
普及率	91.9%
導水管延長	19,677m
送水管延長	3,729m
配水管延長	41,625m

第4節 下水処理施設

本村の下水処理は、生活排水処理事業と農業集落排水事業で実施しています。生活排水施設整備は、平成5年に生活排水処理基本計画を策定し、令和7年度までに、村内のほぼ全域に合併処理浄化槽の整備をめざしたもので、平成6年から浄化槽の整備が進められてきました。令和2年度末現在の普及率は86%であり、今後も普及推進が必要です。

森中条地区は、集合処理区として、農業集落排水処理事業により、平成9年から平成13年にかけて処理施設を整備し、平成13年から供用を開始し、令和2年度末現在で普及率は100%となりましたが、今後は、施設の適切な維持管理が必要です。

生活排水処理事業の実施状況（令和2年度末現在）

農業集落排水処理人口	178人(178人)
合併処理浄化槽処理人口	1,314人(1,542人)
污水处理人口普及率	86%

第5節 総括

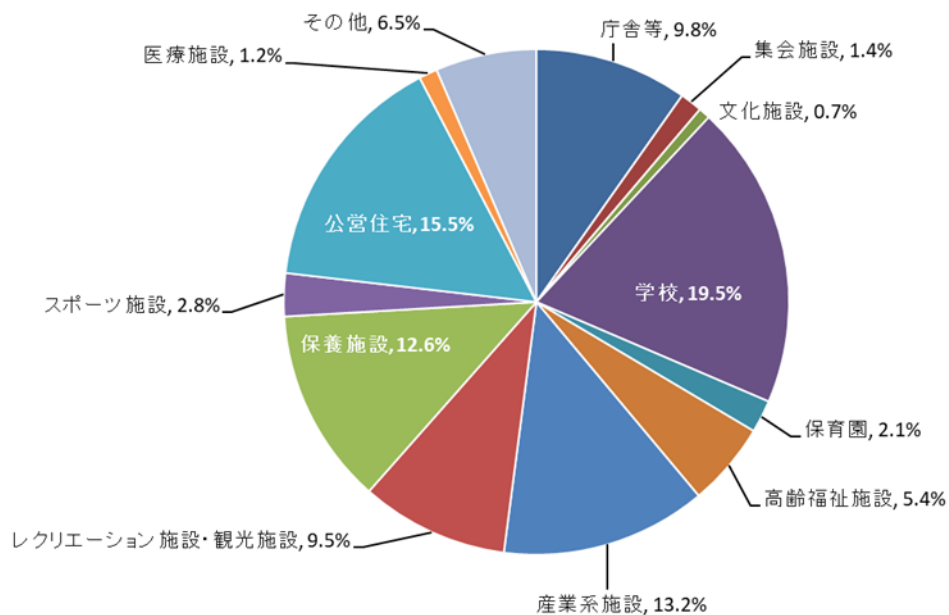
1 施設保有量

本村の公共施設を延床面積ベースでみると、合計 53,490 m²のうち、19.5%が学校で、次いで公営住宅が 15.5%、産業系施設が 13.2%、庁舎等が 9.8%、レクリエーション施設・観光施設が 9.5%などとなっています。

53,490 m²を本村の住民基本台帳人口の 1,720 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）で除した人口一人あたり面積は 31.1 m²です。

本村の公共施設の施設分類ごとの総延床面積

分野	施設分類	延床面積（m ² ）	構成比
庁舎等	庁舎等	5,235	9.8%
学校・保育園	学校	10,425	19.5%
	保育園	1,117	2.1%
社会教育施設等	文化施設	397	0.7%
	集会施設	760	1.4%
	スポーツ施設	1472	2.7%
観光レクリエーション施設等	レクリエーション施設・観光施設	5,064	9.5%
	保養施設	6,714	12.5%
医療・保健・福祉施設	医療施設	631	1.2%
	高齢福祉施設	2,875	5.4%
産業系施設	産業系施設	7,039	13.2%
公営住宅	公営住宅	8303	15.5%
その他	その他	3458	6.5%
	合計	53,490	100.0%

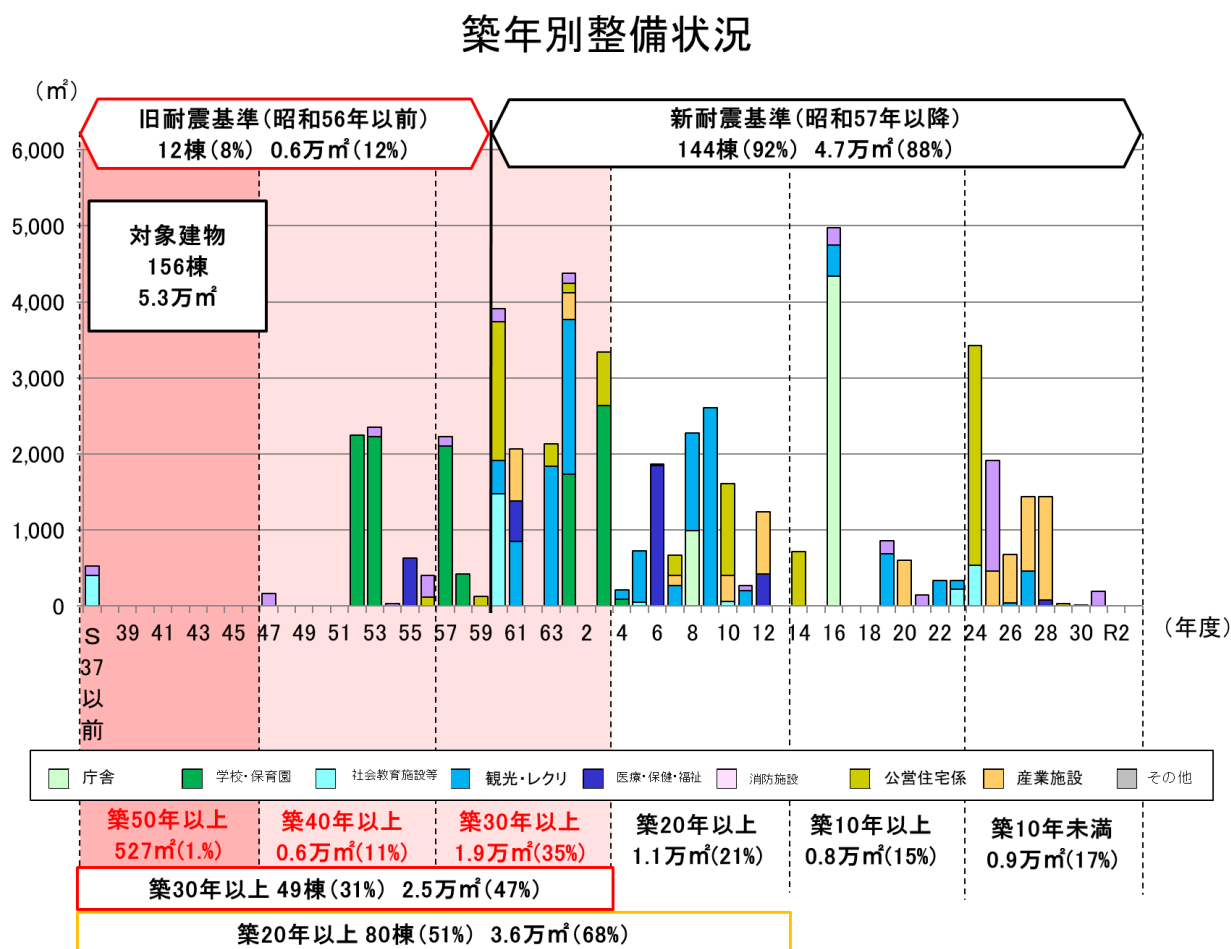


2 老朽化の状況

建築年度別・施設区別にみた公共施設の延床面積は以下のグラフの通りです。

延床面積の建築年度区分ごとの構成比をみると、平成4年以降の築30年以内の建物が53%を占めています。一方、旧耐震基準による昭和56年以前の建物が12%、築30年を超える建物が47%となっています。

施設区別にみると、学校、保育園、観光レクリエーション施設は、築30年を超える建物の割合が高くなっています。



3 公共施設を維持するための費用の状況

令和2年度の公共施設を維持するための費用（職員の人件費等を除く）の概算は総額約1.1億円となっています。内訳は、医療・保健・福祉施設で約4,300万円、観光レクリエーション施設等で2,700万円、小学校1校と中学校1校で1,000万円、庁舎等で1,044万円などとなっています。

本村では、この他に、スキー場や、道路、簡易水道、生活排水処理、農業集落排水、ケーブルテレビなどのインフラ施設等を維持するための費用がかかっています。

令和2年度の公共施設等の維持管理費用の概算

分 野	施設分類	維持管理費	小計
		(千円)	(千円)
庁舎等	庁舎等	10,444	10,444
学校・保育園	小・中学校	10,036	11,233
	保育園	1,197	
社会教育施設等	文化施設	1,011	1,635
	スポーツ施設	624	
観光レクリエーション施設等	レクリエーション施設・観光施設	13,188	27,662
	保養施設	14,474	
医療・保健・福祉施設	医療施設	1,368	43,342
	高齢者福祉施設	41,974	
産業系施設	産業系施設	7,901	7,901
公営住宅	公営住宅	7,540	7,540
その他	その他	268	268
合計			110,025

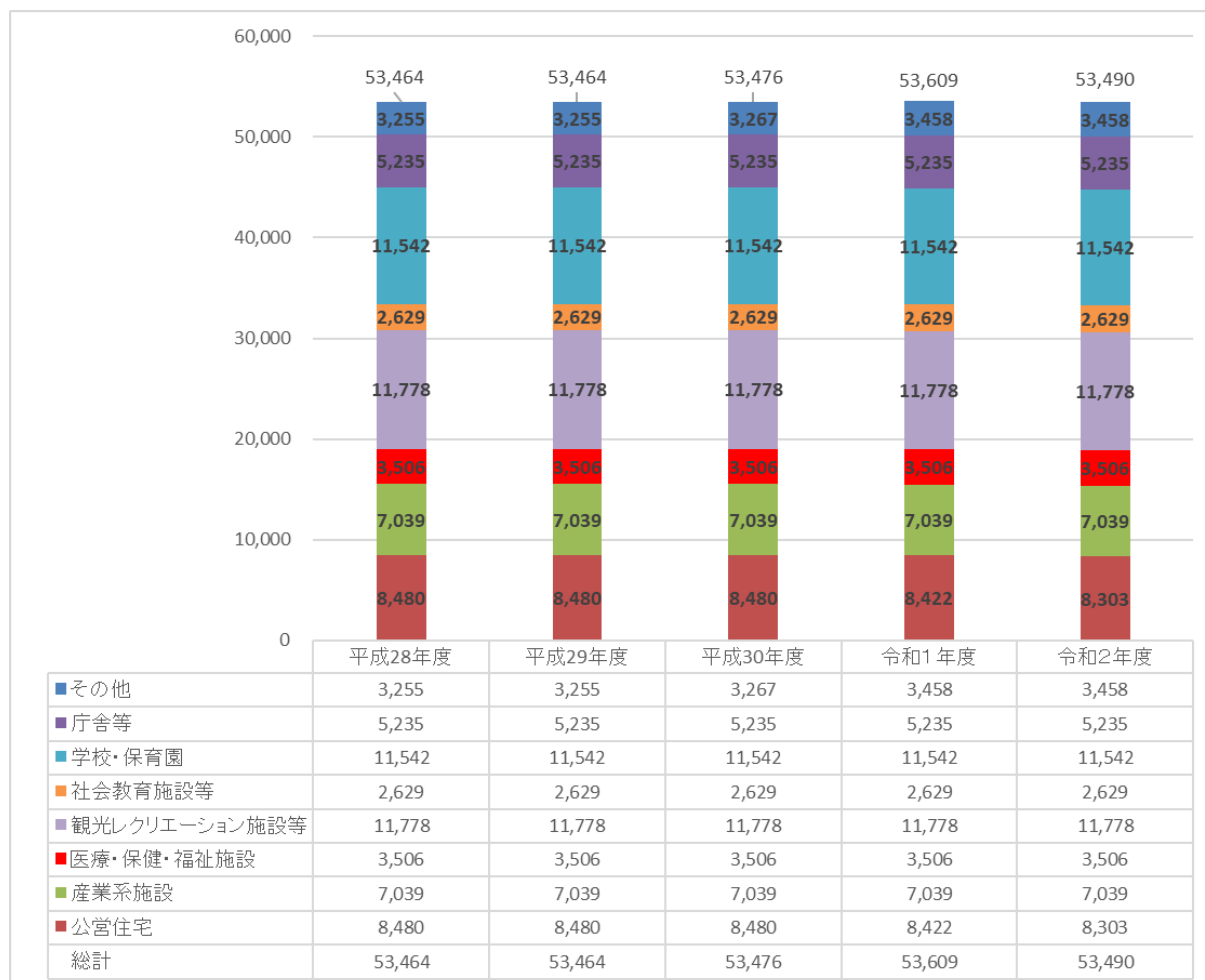
4 過去に行った対策の実績

- 1 各施設の管理経費の節減のため、電力小売全面自由化にともない電力会社の見直しによる経費節減を実施しています。
- 2 村営住宅は、築年数、老朽化等の状況をみながら計画的に解体を進めています。
- 3 学校の安全・安心・快適な学習環境を確保するため、栄小学校のエアコン・トイレ改修を実施しています
- 4 毎年、路線路面の損傷状況などをふまえながら村道の舗装修繕及び橋梁の点検改修を実施しています。

5 施設保有量（延床面積）の推移

平成 29 年度から令和 2 年度は、村営住宅 3 棟の解体、月岡スノーステーションの建設、北野中野公衆トイレの建設等がありました。

年度別の公共施設延床面積



6 有形固定資産減価償却率の状況

有形固定資産減価償却率は、建築物等の償却資産の帳簿原価に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを表します。償却率が高いほど、老朽化が進んでいることになります。

令和元（2019）年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率（建物）は、全体平均で 57.51% であり、年々法定耐用年数の到達とともに更に償却率が高くなる状況です。

施設類型別（建築物）有形固定資産減価償却率

分類別	H29	H30	H31
庁舎等	42.90%	45.13%	47.45%
集会施設	27.44%	31.65%	36.23%
文化施設	39.42%	44.50%	49.11%
学校	75.32%	77.52%	75.58%
保育園	78.29%	80.49%	82.69%
高齢福祉施設	52.07%	54.02%	56.18%
産業系施設	46.45%	48.82%	51.19%
レクリエーション施設・観光施設	59.61%	61.17%	63.75%
保養施設	74.37%	75.12%	76.36%
スポーツ施設	84.87%	85.55%	86.22%
公営住宅	37.07%	39.95%	42.95%
医療施設	76.00%	78.00%	80.00%
その他	40.63%	38.91%	41.24%
総計	53.82%	55.66%	57.51%

第4章 総合管理の方向

第1節 現状や課題に関する基本認識

1 多面的な役割を発揮していくことが必要

経済原則に基づき運営される民間施設と異なり、公共施設の多くは、不採算・非効率であっても、災害時の避難所としての役割、農林業や観光振興の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質をもっています。

将来的な財政状況や村内人口の推移を想定すると、廃止・統廃合を検討することも求められていると言えますが、廃止・統廃合ありきではなく、多目的な活用を模索し、公共施設の多面的な役割の発揮をめざします。

2 長寿命化の要請に対応していくことが必要

一般に、RC造の建造物の更新時期は50年、木造は30年と言われています。また、昭和56(1981)年の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。

本村では、現有公共施設の約1割が昭和56(1981)年以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修が必要となる施設も存在します。また、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれ道路や上下水道や、架設から30年以上経過しているものも多い橋りょうなどのインフラについても長寿命化が要請されています。

財源に限りがある中で、長期的な観点で、新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図っていきます。

3 人口減少時代に対応していくことが必要

第2章第1節に記載のとおり、本村の人口は今後も減少傾向で推移していき、令和27年には833人程度まで減少するものと見込まれていますが、令和元年度に改定した栄村人口ビジョンでは、各種人口減少対策を講じることで、令和27年の総人口を1,062人に設定しています。

すでに、少子化に伴う子どもの数の減少により、保育園や小中学校において、これまで再編・統廃合が進められてきたところですが、今後も、人口規模や年齢構成にあわせ、必要に応じて公共施設の縮小や統廃合を随時検討していく必要があります。

	令和2年	令和5年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
社人研推計(H30推計)	1,700	1,485	1,303	1,132	977	833
栄村将来展望人口(改定後)	1,700	1,519	1,376	1,248	1,134	1,028
出生率	1.73	1.95	2.16	2.16	2.16	2.16
社会動態	毎年3組(20～69歳の男女各3人)の移住者を受入					
社人研推計との差(人)		-34	+73	+116	+157	+195

※栄村人口ビジョンの「栄村の将来展望人口」より作成

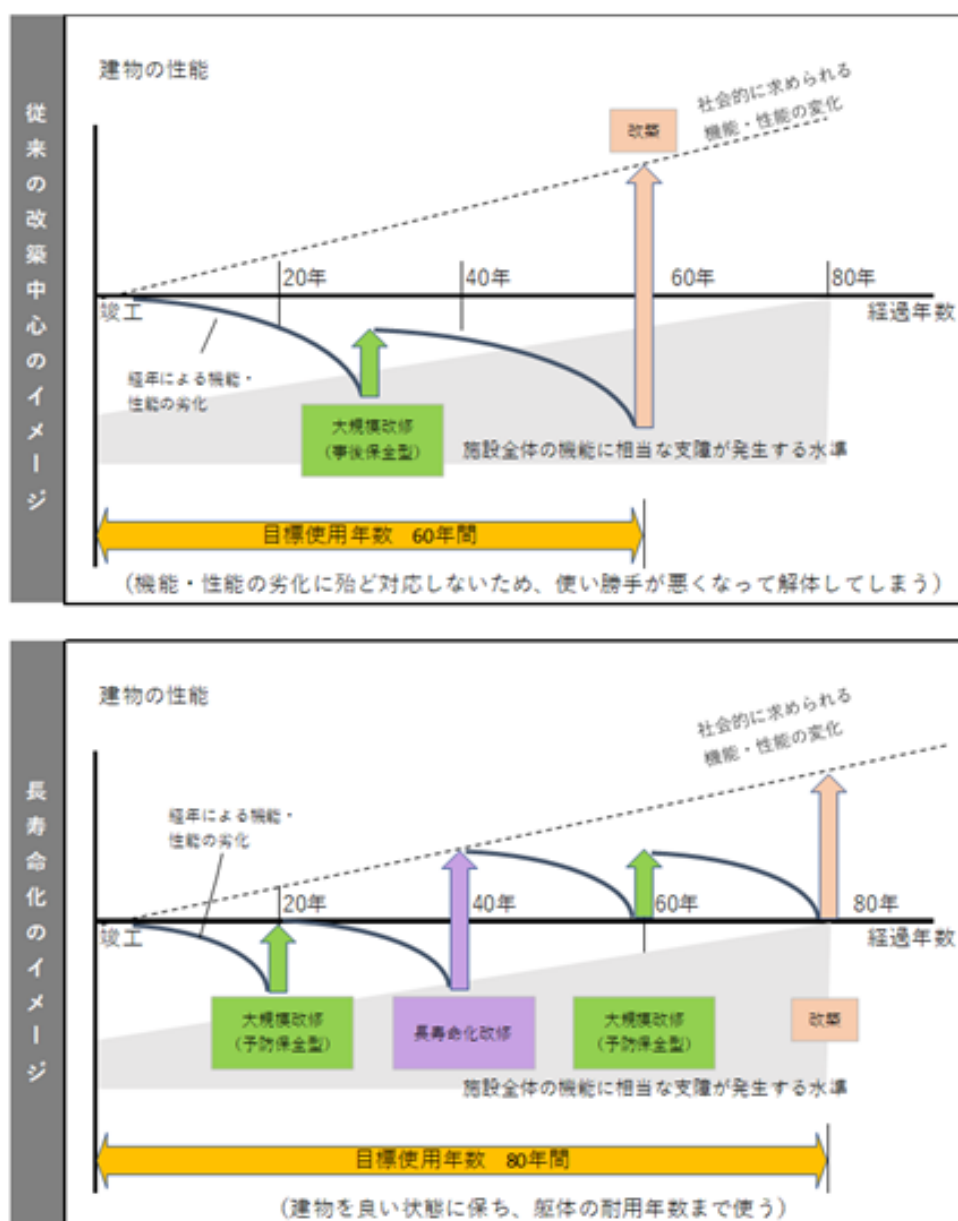
4 生活圏の広域化に対応していくことが必要

市町村は、基本的に、そこに住む住民を対象に、その市町村が運営する財源で、その市町村域をエリアとして、公共施設等を建設・維持管理しています。道路は、当然、他地域の人々も利用しますが、他地域の人々が流入することが地域振興につながるため、市町村が建設・維持管理する合理的な理由があります。

しかし、人口減少時代を迎え、人々の生活圏が一層広域化する中で、「なにもかも自市町村でまかなう」という方針を貫くことが、難しくなるとともに、複数の市町村でお互い足りないものを補完しあうことの必要性が高まっています。

このため、公共施設等は、その更新にあたり、自市町村住民以外の利用も想定し、広域連携による運営を柔軟に検討していきます。

長寿命化のイメージ



第2節 更新に係る経費の見込み

1 公共施設の今後の維持・更新コスト（従来型の試算）

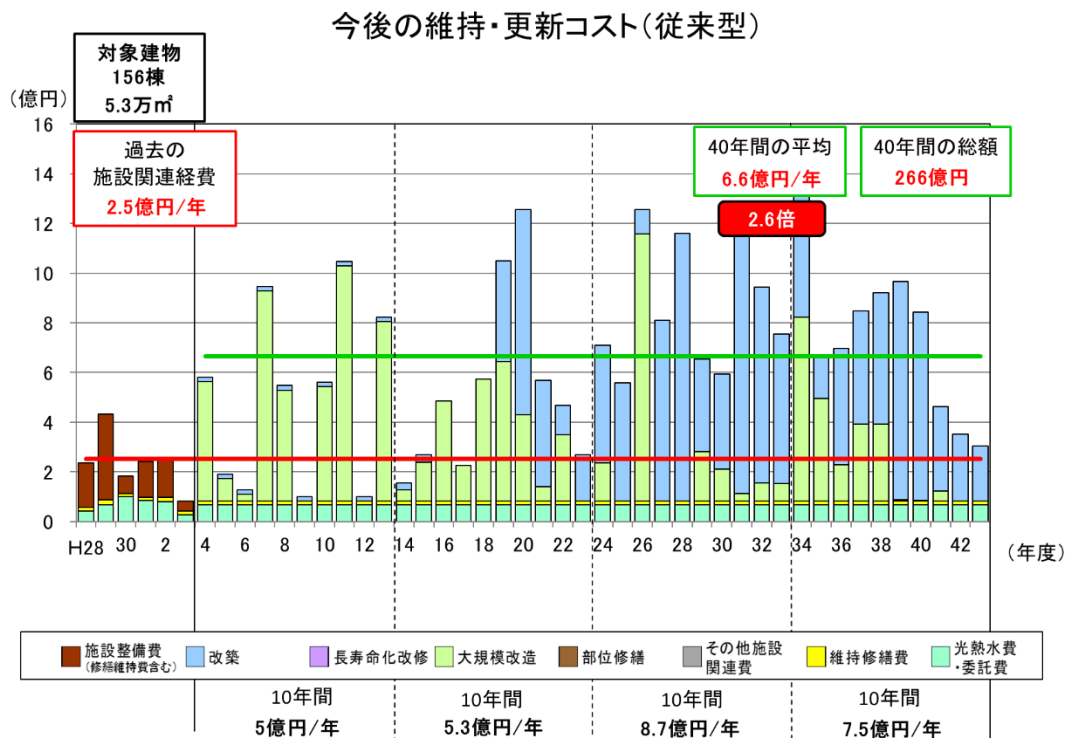
公共施設関連経費について、築後30年で大規模改修を行い、築後60年で改築する従来の考え方で公共施設を管理し続けた場合、令和4年度～43年度の40年間の更新コストの総額は266億円、年平均では6.6億円となります。

特に令和23年以降、改築が必要な施設が増加するため施設関連経費は、年平均で8.1億円の維持・更新コストが見込まれます。

近年の厳しい財政状況を踏まえると、従来の考え方に基づく公共施設の維持管理が極めて困難であり、対応策の検討が必要です。

【今後の維持・更新コスト（従来型）試算条件】

項目	内容	周期	改修期間	単価 (円/㎡)
改築	施設の建替に要する経費	60年	2年	360,000
大規模改修	不具合発生後に行う経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事	30年	1年	216,000
維持修繕費	維持修繕に要する費用	毎年	過去5年平均	
光熱水費・委託費	光熱水費や維持管理に係る委託費用	毎年	過去5年平均	



過去の施設関連経費

	H28	H29	H30	H31	R2	5か年度平均
施設整備費	3.5	1.0	1.5	1.6	0.4	1.6
維持修繕費	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2
光熱水費・委託費	0.4	0.7	1.0	0.9	0.8	0.8
合計	4.1	1.8	2.6	2.7	1.3	2.5

2 公共施設の今後の維持・更新コスト（長寿命化型の試算）

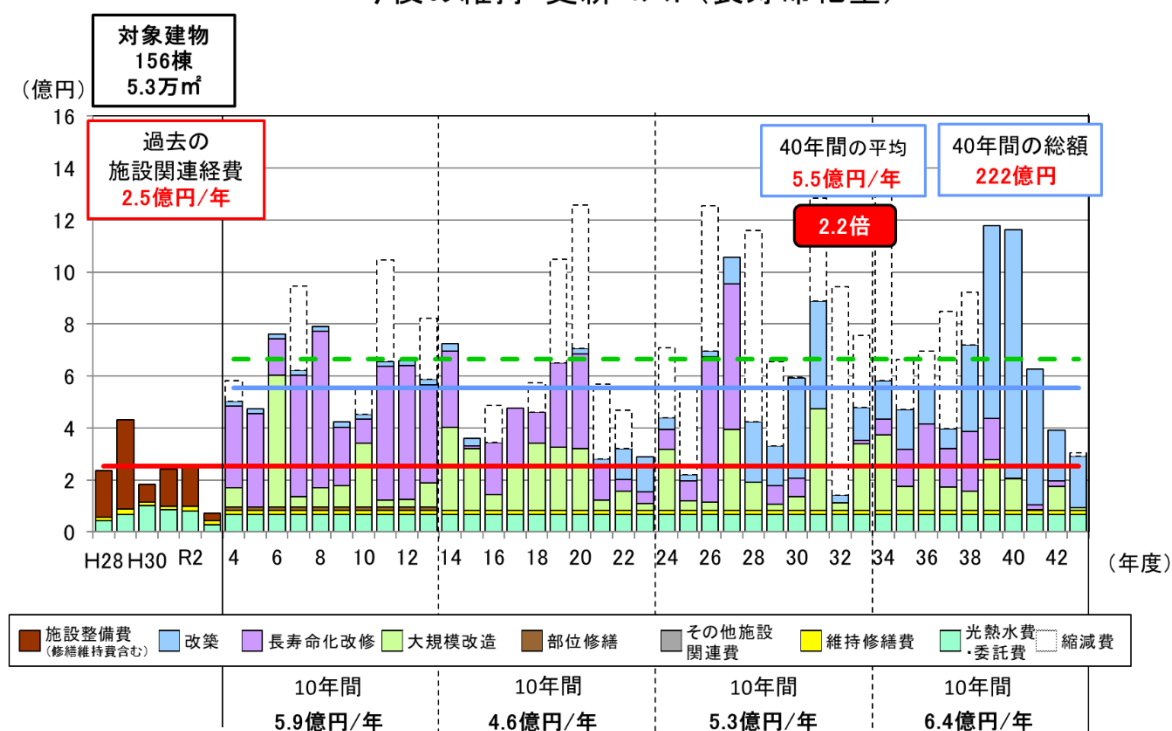
今後公共施設の建替えによる費用集中を避け、将来の費用を縮減していくため、長寿命化改修により 80 年に建物を長寿命化した場合、今後 40 年間の維持・更新コストは総額 222 億円（5.5 億円／年）となり、従来の建替え中心の場合の 266 億円（6.6 億円／年）より総額 44 億円（1.1 億円／年）、約 16%の縮減となります。

しかし、直近 5 年間の施設関連経費 2.5 億円／年を大きく超過するため、今後の厳しい財政状況に対応するためには、民間活力の導入、公共施設の統廃合など総資産量の適正化の検討が必要となります。

【今後の維持・更新コスト（長寿命化型）試算条件】

項目	内容	周期	改修期間	単価 (円／㎡)
改築	施設の建替に要する経費	80 年	2 年	360,000
大規模改修	不具合が軽微な段階から行う改修工事	20 年 60 年	1 年	90,000
長寿命化改修	機能回復工事に加え、耐久性を高め、社会的要求に対応するための機能向上工事	40 年	2 年	216,000
部位改修	部位ごとに行う改修		1 年	部位毎に設定
維持修繕費	維持修繕に要する費用	毎年	過去 5 年平均	
光熱水費・委託費	光熱水費や維持管理に係る委託費用	毎年	過去 5 年平均	

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



2 道路・橋りょう・上水道・下水処理

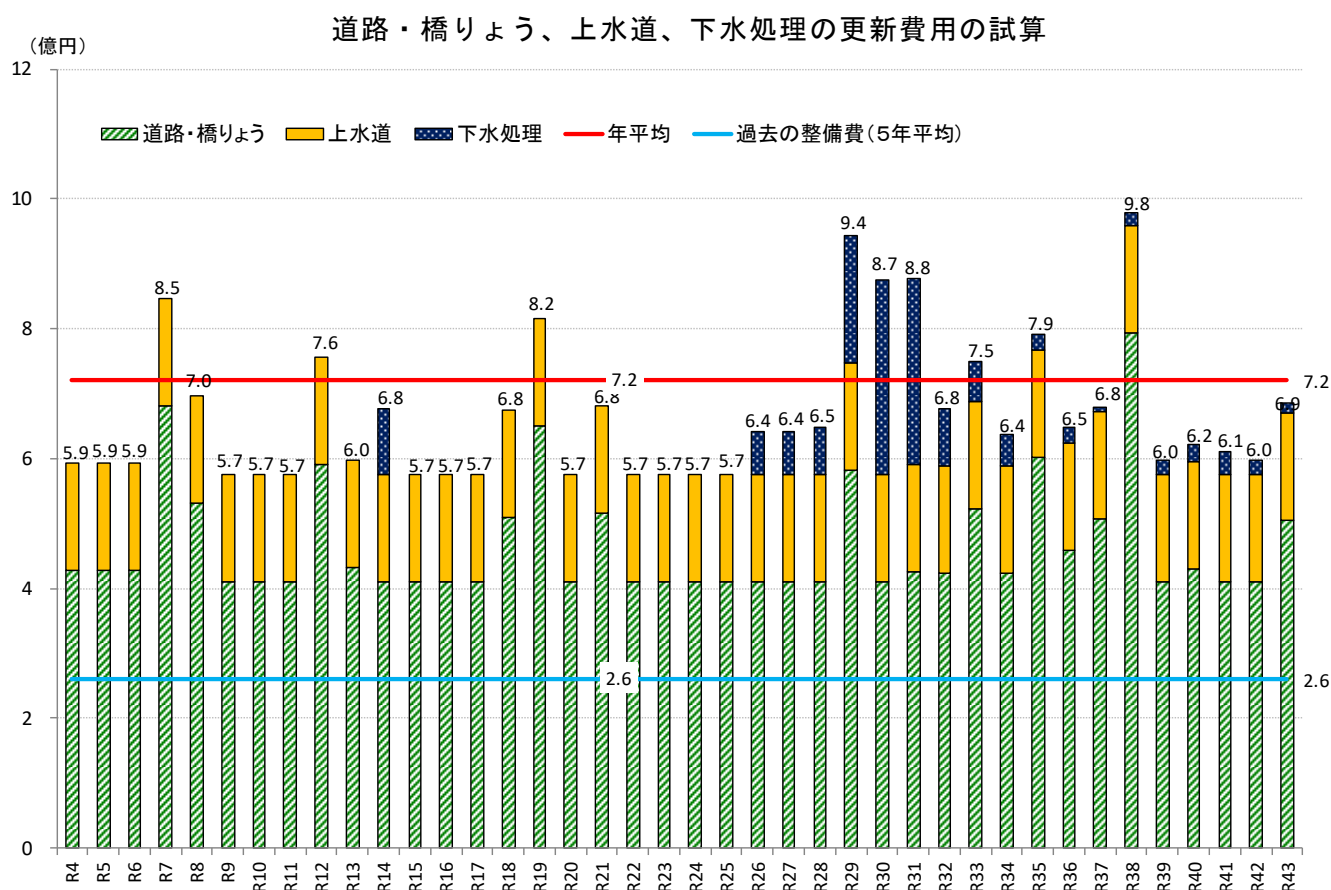
道路の更新費用は、更新年数を15年（耐用年数は50年）と設定し、整備済面積に更新単価を乗じて試算すると、令和4～43年度の更新費用総額は179億円、1年当たりの整備額は4.5億円となります。

橋りょうの更新費用は、更新年数を60年（耐用年数と同様）と設定し、年度別の整備済面積に更新単価（構造別）を乗じて試算すると、令和4～43年度の更新費用総額は23.0億円、1年当たり0.58億円となります。

上水道の更新費用は、更新年数を40年（耐用年数と同様）と設定し、管径別に単価を乗じて試算すると、令和4～43年度の更新費用総額は66.1億円、1年当たりの整備額は1.65億円となります。

下水処理のうち、農業集落排水事業による施設等の更新費用は、更新年数を48年（耐用年数と同様）と設定し、管種別に単価を乗じて試算すると、更新費用が発生するのは、令和14度の処理施設と、令和29度からの下水管の更新となり、令和4～43年度の更新費用は6.4億円、1年当たり0.16億円となります。生活排水処理事業（合併処理浄化槽の設置による処理）の設備の更新費用は、更新年数を48年（耐用年数と同様）と設定し、設置基数に単価を乗じて試算すると、更新費用が発生するのは令和26年度からとなり、令和4～43年度の更新費用は8.4億円、1年当たり0.21億円となります。

以上のインフラを合計した更新費用の総額は286.9億円、1年当たり7.2億円の費用が必要となります。



道路・橋りょう、上水道、下水処理施設を合わせた過去5か年度平均の整備費をみると、1年当たり2.6億円の整備費となっています。試算により今後必要とされる更新費用（年平均）の7.2億円を比較すると、既存更新分の約2.8倍の財源が必要という試算結果になります。

道路・橋りょう、上水道、下水処理施設の5か年度平均の整備費の推移

(億円)

道 路	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成28年度	3.2	0.0	0.0	3.2
平成29年度	2.0	0.0	0.0	2.0
平成30年度	2.4	0.0	0.0	2.4
令和1年度	1.2	0.0	0.0	1.2
令和2年度	1.2	0.0	0.0	1.2
5か年度平均	2.0	0.0	0.0	2.0

橋りょう	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成28年度	0.0	0.0	0.0	0.0
平成29年度	0.0	0.0	0.0	0.0
平成30年度	0.0	0.0	0.0	0.0
令和1年度	0.1	0.0	0.0	0.1
令和2年度	0.2	0.0	0.0	0.2
5か年度平均	0.1	0.0	0.0	0.1

上水道	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成28年度	0.1	0.0	0.0	0.1
平成29年度	0.6	0.0	0.0	0.6
平成30年度	0.7	0.0	0.0	0.7
令和1年度	0.2	0.0	0.0	0.2
令和2年度	0.1	0.0	0.0	0.1
5か年度平均	0.3	0.0	0.0	0.3

下水処理	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成28年度	0.0	0.3	0.0	0.3
平成29年度	0.0	0.1	0.0	0.1
平成30年度	0.0	0.1	0.0	0.1
令和1年度	0.0	0.3	0.0	0.3
令和2年度	0.0	0.1	0.0	0.1
5か年度平均	0.0	0.2	0.0	0.2

合 算	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合 計
平成28年度	3.3	0.3	0.0	3.6
平成29年度	2.6	0.1	0.0	2.7
平成30年度	3.1	0.1	0.0	3.2
令和1年度	1.5	0.3	0.0	1.8
令和2年度	1.5	0.1	0.0	1.6
5か年度平均	2.4	0.2	0.0	2.6

3 その他（スキー場、ケーブルテレビ、防火水槽）

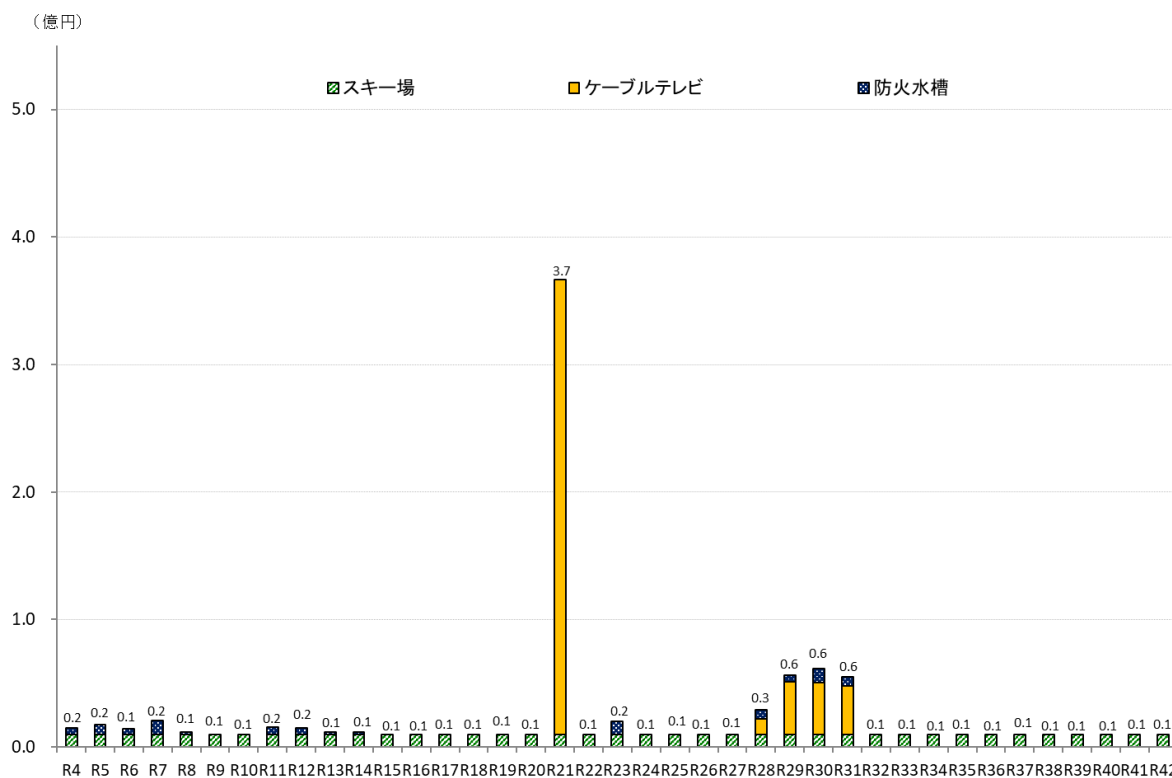
スキー場の設備の更新費用は、過去の実績から年間 0.1 億円ずつ要することにして試算すると、令和 4～43 年度の更新費用総額は 4.0 億円となります。

ケーブルテレビの施設等については、平成 21 年度に整備されました。更新費用については、施設ごとに、更新年数が 30 年（耐用年数と同様）と 38 年（耐用年数と同様）となっていることから、それぞれ令和 21 年度に 3.7 億円、令和 29 年度に 0.4 億円更新費用がかかることとなります。また、平成 28 年度、平成 30 年度、令和元年度に更新した施設の再度の更新費用が令和 28 年度に 0.1 億円、令和 30 年度に 0.4 億円、令和 31 年度に 0.4 億円かかることとなります。

防火水槽の更新費用は、更新年数を 30 年（耐用年数と同様）と設定して試算すると、令和 4～43 年度の更新費用総額は 0.8 億円、1 年当たり 0.02 億円の整備費がかかることとなります。

なお、トンネル（1 本）とスノーシェッド（3 基）については、それぞれ耐用年数が 75 年となっており、試算の推計期間内の更新を要さないことから、更新費用としては、見込まないこととしています。

その他施設等の更新費用の試算



4 総括

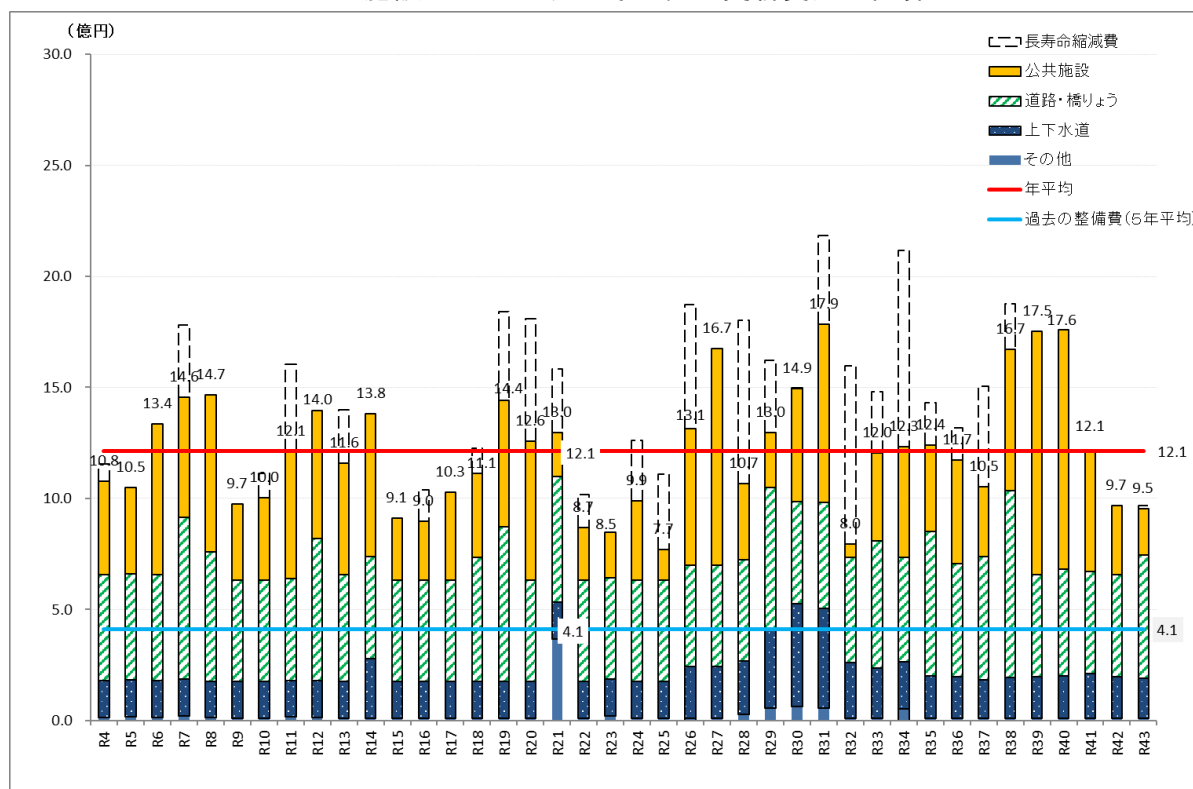
施設の長寿命化を行った場合の公共施設と道路等のインフラとその他（スキー場他）をあわせると、令和4～43年度の更新費用総額は485.4億円、1年当たりの整備額は12.1億円となります。

試算結果の推移をみると、長寿命化により計画期間内の更新費用の削減の効果はありますが、令和26、27年度の栄村役場本庁舎の長寿命化改修、令和31年度の栄小学校体育館やトマトの国など観光施設の大規模改造、令和38、39年度の栄中学校の建替えなど、公共施設更新費用を要する年度は更新費用がかさむ一方、公共施設の更新等費用額の少ない年度は想定事業費が比較的少ない年度もあります。長寿命化により一定程度の更新費用の平準化はされていますが、長期的な計画のもと、更新年度のさらなる平準化に努めていきます。

過去5か年度平均の整備費は、1年あたり4.1億円で、今後必要とされる更新費用（年平均）の試算結果を比較すると、これまでの約2.9倍の財源を必要とすることになります。このため、更新費用の削減に向けて、老朽化した施設の更新に際しては、施設の廃止や統合を含めた検討を行い、公共施設の延床面積の削減をめざします。

なお、これらは、あくまで既存の施設・インフラ等の更新にかかる経費であり、今後、新規整備するものの整備費や更新費は計上していません。そのため、今後は、新規整備される施設・インフラについても、更新費用を見込んだ健全な財政運営に努めていきます。

公共施設・インフラ・その他の更新費用の試算



第3節 適正管理の基本方針

公共施設等の適正な管理に向け、以下の7つの基本方針を掲げます。

1 点検・診断等の適正な実施

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。

特に、道路、道路附属施設については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年ごとの定期的な点検があり、さらに、近年の橋りょうの老朽化の進展にかんがみ、道路法施行規則及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年7月1日施行）に基づき、平成26年度から4か年をかけて、すべての橋りょうの健全度調査を実施し、随時再調査を実施しています。

これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果をシステム管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

2 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要であるため、点検・診断結果等をもとに事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設の更新にあたっては、PPP、PFIといった民間活力の導入を検討するとともに、広域行政による設置や相互利用を検討します。

PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行うしくみ。

3 安全の確保

多くの人が利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。

特に旧耐震基準の公共施設について、計画的に耐震改修、用途廃止、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を図ります。

4 災害に強いむらづくりの推進

本村は、東日本大震災発生の翌日、平成23年3月12日未明に発生した長野県北部地震により、震度6強の揺れに見舞われ、甚大な被害が発生しました。地震発生と同時にいくつかの集落では、雪崩や落石によって道路が通行困難となり、孤立状態になりました。また、鉄道やバス、上下水道も被害を受け利用できなくなるなど、住民生活の基盤となるライフライン等の被害が発生しました。建物については、住宅への被

害をはじめ、土蔵・作業所・車庫、公民館・集会所や、その他共同施設、農林業関連施設や農地についても被害が発生しました。

住民の努力と国・県等の支援により、復旧・復興事業を推進し、ほぼ震災前の姿に復旧しました。今後は、災害に強いむらづくりを推進するため、避難場所として想定される集落公民館や学校等施設の耐震診断と耐震改修を進めるとともに、防災拠点の整備を進めます。

5 長寿命化の推進

損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

6 快適で利用しやすい施設整備の推進

施設等の改修、更新等を行う際には、バリアフリーやユニバーサルデザイン等を取り入れ、誰もが快適で使いやすい施設整備を進めます。

7 統廃合や廃止の推進

人口減少時代を迎える中で、人口規模にあった公共施設等の統廃合や廃止による健全財政の推進を図る必要性が高まってくることが想定されます。

一方、公共施設等には、災害時の避難所・避難路など、効率性だけで判断できない公益性があり、また、当該公共施設を現に利用している住民にとっては、サービスの低下が懸念されます。

こうした点を総合的に勘案した上で、統廃合や廃止を適宜進め、跡地についても有効活用等を検討します。また、施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を検討します。

8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけではなく、全庁的な情報共有体制、取組体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。

第5章 施設類型ごとの基本方針

施設・インフラの老朽化の程度や、住民の意向などを考慮し、当面30年間の各施設等の更新等の基本方針を以下の通り定めます。

第1節 公共施設

1 庁舎

役場本庁舎や支所については、比較的新しい施設であり、耐震構造施設となっていますが、多くの住民や関係者、職員が利用する施設として、今後も安全性に配慮し、維持管理していきます。

また、管理費の増加を抑制すべく、経費の節減に努めます。

2 学校・保育園

小中学校については、栄中学校の校舎等の補強工事を実施したことで、村内すべての学校施設が耐震構造施設となっています。また、体育館については、吊り天井の撤去と照明器具等の耐震化を実施しています。

今後は、校舎や設備の老朽化が年々進むことから、順次改修を進めていき、学校における安全・安心・快適な学習環境を確保していきます。

保育園については、老朽化に応じて適切な施設更新に努めつつ、未満児保育や保育しやすい施設整備を進め、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保します。

3 社会教育施設等

長野県北部地震により搬出された民具、文書などを展示、保存する栄村歴史文化館については、村の歴史を学び、村に伝わる独自の文化や風習について理解を深める拠点施設として、施設の充実を図ります。

文化会館、社会体育施設等と各集落に整備されている集会所は、計画的な修繕等改修・整備を進めます。

指定文化財等の建物の中には老朽化により多額の改修費用を要するものがあります。今後の維持管理のあり方について、行政、所在集落及び関係団体の三者で検討を進めます。

4 観光・レクリエーション施設等

温泉などの老朽化した観光施設は、観光客の需要等を考慮し、適宜、施設のあり方について検討を進めます。また、必要な場合には、景観にも配慮しながら、計画的に改築、改修を進めます。全般的には、今後の観光施設の有効活用策を研究するととも

に、整備方針を策定します。

建築から 20 年以上経過するスキー場のリフト設備については、保守部品の供給が終了しており、今後主電動機等の更新が必要となることから、計画的な整備に努めます。

また、登山者が安心して登山できるためのルート整備や、施設整備を進めます。キャンプ場の施設については、老朽化対策や利用者の要望に応じ検討を行い必要に応じて施設整備を進めます。

5 医療・保健・福祉施設

栄村診療所の建物は昭和 55 年に建設されたもので、築 30 年を経過したことから、外壁のひび割れの修繕や再塗装など、修繕工事等を行っています。今後も、耐震性その他の安全性の確保を考慮しつつ、老朽化対策など、計画的な整備を図るとともに、必要に応じて施設の更新を検討します。また、医療充実の面から医療機器や住環境整備に努めます。

老人福祉施設については、引き続き、段差や障壁の改善、手すり等の設置を順次進めていきます。

6 消防施設

耐震性の防火水槽の設置推進や、消防利水の多様化も考慮した消火栓の更新とともに、老朽化した消防施設について、計画的に更新します。

洪水や土砂崩れ、雪崩等の災害に備え、各危険箇所を調査点検して順次、防災工事に努めます。

7 産業関係施設

産業関係施設は、地場産業振興のために重要な施設となります。老朽化に対応した施設の修繕を進めるとともに、産業振興に資するための新たな施設の整備も検討します。

農道、水路等の農業基盤整備は、自主的かつより容易な管理となるような整備を推進し、農業基盤の充実に努めます。また、農産物直売所等の販売促進を図るため、必要な施設・整備の充実に努めます。

林業生産活動や林業従事者の就労環境の改善に資するため、林道整備を推進します。

8 公営住宅

若者や I ターン者等の定住促進を図るための公営住宅の整備が求められています。整備にあたっては、集落の維持・発展や、地域コミュニティの育成、冬期の除雪等を考慮した住宅形式等を検討し、整備を行います。

既存の公営住宅については、定期的な点検、予防保全型の維持管理、必要な修繕対応等により、長寿命化を図ります。また、特に、老朽化した村営住宅については、適正な維持管理を行うとともに、耐用年数が超過した際には村内の住宅需要等を踏まえ、適宜、建て替えの有無等について検討を行います。

第2節 道路・橋りょう

道路については、災害に強い道路ネットワークの構築を考慮しながら計画的な整備を進めます。また、人口減少や高齢化によって集落の基盤となる道路、水路等の維持管理が困難になっているところもあることから、維持管理労働を軽減できるような施設整備や管理体制のあり方について検討を行います。

既存路線については、舗装修繕工事などの維持更新投資が必要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況などをふまえながら、更新事業を推進していきます。

橋りょうについては、橋梁点検の結果に基づき、重要度、損傷度、緊急度が総合的に高い橋りょう順を原則に計画的な修繕等を推進します。

第3節 上水道

無給水集落の解消は、対象集落と協議のうえ整備します。

既存水道施設については、老朽管の布設替と耐震性機材の採用等により耐震化に努めます。その際には、更新費用の負担軽減を考慮した長寿命化を検討するなど計画的な整備を進めます。

また、水道関連施設の維持経費節減のため、安定した水源の確保に努めます。

第4節 下水処理施設

下水処理については、栄村「水循環・資源循環のみち 2015」構想に基づき、浄化槽の普及や処理場の改修、維持管理の効率化等を推進し、下水処理施設の持続的な運営と良好な水と資源の循環をめざします。

合併処理浄化槽について、設置希望調査を実施し、普及率の向上をめざしつつ、同時に施設の計画的な更新に努めます。

農業集落排水処理施設の加入促進を図ります。処理施設等については、耐震性の強化を図るとともに、老朽化対策については、計画的な施設改築や電気機械類の更新を行うなど、施設の適正な維持管理に努めます。

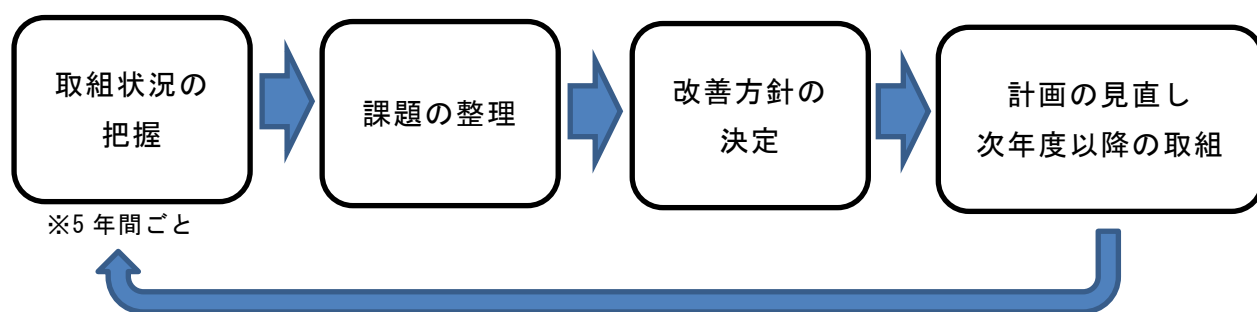
第6章 フォローアップの方針

第1節 計画の進行管理

本計画のフォローアップについては、栄村総合振興計画基本計画（計画期間5年間）の策定にあわせ、総務課が中心となり、各施設を所管する課に取組状況を照会し、結果を集約します。

この結果から課題の整理を行い、本計画や個別施策・事業の改善方針を決定し、計画の見直しを行い、次年度以降の取組につなげていきます。

計画の進行管理の流れ



第2節 住民ニーズの把握と住民への情報提供

公共施設等の総合管理は、財源の最適配分に関わる事項であり、住民に正確な情報を提供し、住民のニーズに沿って実行していく必要があります。

このため、住民に対し、広報、ホームページ等で、本計画の推進状況や、各公共施設等の更新の方針等を情報提供していくとともに、地区懇談会など、様々な手法により、適宜、住民ニーズの把握に努めます。

栄 村
公共施設等総合管理計画

発行・編集：栄村 総務課 企画財政係

住 所：〒389-2792 長野県下水内郡栄村北信 3433

電 話：0269-87-3111 F A X：0269-87-3083

